

富山県知事

新 田 八 朗 殿

# 要 望 書



一般社団法人  
富山県建設業協会

## 要 望 書

近年、地球温暖化に伴う気候変動によって台風やゲリラ豪雨による水害や土砂災害が日本各地で頻発化・激甚化しており、日本全国どこにおいても、同様の災害に見舞われる可能性が十分にあります。富山県は比較的災害が少ない県と言われておりますが、いつ発生するかわからない災害から県民の生命と財産を守るために、昨年度見直しされた「富山県国土強靱化地域計画」などにに基づき防災・減災、強靱な県土づくりの取り組みを推進する必要があります。

こうした中、令和2年度における公共事業予算は、大幅な伸びとなった昨年度並みの額が確保されたことから防災・減災対策などが進むものと期待されるものの、新型コロナウイルス感染症の影響による景況の悪化とともに、今年度で「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」が終了となることから、令和3年度予算がどのようになるか大変危惧しているところであり、また、予算配分の偏りからくる事業量の地域間格差や企業間格差が拡大化しており、依然として厳しい状況におかれている建設企業も少なくありません。

さらに、少子高齢化により全産業において若者の確保が難しい中、建設業への入職者は近年増えつつあるもののまだまだ少なく、しかもせっかく入職しても離職率が高いため、これまで培ってきた優れた技術や技能の継承が難しい状況にあります。

つきましては、地方創生の主体でもある地域の建設企業が、ポスト・コロナの時代に向けて働き方改革や生産性の向上などの課題に引き続きスピード感をもって積極的に取り組むことにより担い手の確保・育成を図り、地域住民の生活や経済活動の基盤である社会資本の整備とその維持管理の担い手、また災害発生時における応急復旧、冬期の除雪業務など「地域の安全・安心の守り手」としての社会的使命をしっかりと果たしていくために、次の事項について格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年11月19日

一般社団法人富山県建設業協会  
会 長 竹 内 茂

## 1 公共事業予算の持続的・安定的確保について (参考資料 1 ページ)

地域の建設業が担う役割を今後も果たしていくためには、安定した事業量の下、生産性の向上などにより適正な利潤を得て、経営を安定させ人材の確保・育成などに取組むことが重要であります。そのためには地域の発展や県土強靱化などに資する社会資本の整備に必要な公共事業予算の持続的・安定的な確保が不可欠であります。

つきましては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後となる令和3年度以降におきまして、昨年度見直しされた県の「国土強靱化地域計画」など社会資本整備に関する中長期計画に基づき、公共インフラ・ニューディール政策としてインフラの更新を含めた防災減災の取り組みを着実に進めていくために、対象事業の拡大と県の令和3年度当初における公共事業予算が今年度当初予算を上回るようお願い致します。また、今年度国において補正予算が編成された場合は、公共事業予算を十分獲得するとともに、早期予算措置をお願い致します。

## 2. 新・担い手3法の浸透について (参考資料 2 ページ)

昨年6月に、新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）が成立し、建設業における働き方改革の推進・生産性向上への取組などが明記され、またこれに伴い、本年1月に「発注関係事務の運用に関する指針」も見直されたところです。

具体的には、準備期間等を考慮した適正な工期設定、債務負担行為などによる発注・施工時期の平準化、施工条件の変化等に応じた適切な設計変更、公共工事に関する測量・調査・設計の品質確保など、発注者、受注者の責務とされる項目が示されました。

これにより、設計と現場が異なることによる工事着手の遅延はもとより、予算等の関係から設計変更がされない、設計変更されても十分な増額とならない等の状況改善が期待されます。

つきましては、新・担い手3法の主旨と「発注関係事務の運用に関する指針」等が十分理解され遵守されるよう市町村に対する浸透や適切な指導をお願い致します。

## 3 入札契約制度改革について

### (1) 地域に貢献する技術力・経営力の高い企業の持続的発展について

防災対策や災害対応、除雪など、地域に貢献する技術力・経営力の高い企業が、今後も「地域の守り手」として持続的に発展できるよう、地域の実態を踏まえたランク別企業数に見合う仕事量の確保や適切な発注ロットの設定をお願い致します。

また、来年度新規採択を期待している国営農地再編整備事業「水橋地区」については、

地元と円滑な協議調整が期待でき、雇用や災害時の緊急出動などで地域の発展に貢献している地元建設企業の積極的な活用について国への強い働きかけをお願い致します。

## (2) 土地改良工事、林道・治山工事、営繕工事の適正な利潤の確保について

土地改良工事は、農閑期の秋から春先にかけて天候不順な時期での施工が多く、特に軟弱地盤や地下水位が高い工区では施工管理が難しく、採算性の厳しい工事が少なくない状況にあります。昨年度設置された部内プロジェクトチームでの検討により一定の改善措置も講じていただきました。

林道・治山工事は、山間地の急峻で狭隘な現場が多いため、経験豊かな技術者や熟練した作業員の配置、効率の悪い工程管理などを余儀なくされております。

土地改良工事については、改善措置を徹底していただくとともに現場実態を踏まえたきめ細かな歩掛の設定など、林道・治山工事については、適正な工期設定に加え実勢を反映した資材価格の設定などの検討をお願い致します。

また、営繕工事については、その大半が民間工事であることから、市場動向をよりの確に把握する必要があるため、積算にあたっては市場単価方式や見積もりなどが取り入られております。しかしながら、標準を下回る小規模施工や購入機器費等について、積算価格と実勢価格との乖離が生じている事例も見受けられることから、より一層市場性を考慮した積算をお願い致します。

## (3) 低入札対策について

低入札価格調査における基準価格は、工事の品質確保、施工の安全確保、労働者の就業環境、下請企業への支払い、健全な企業経営などに大きく影響することから、これまで、適宜、その算定に用いる算入率や適用範囲が見直されてきたことを高く評価しております。

現在の算入率は、直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の55%、また適用範囲は0.75～0.92となっております。

しかしながら、現在の計算式では適正な利潤の確保が難しい工事が少なくないことや、担い手確保・育成をより一層図るためにも、例えば給与・法定福利費・福利厚生費・広告宣伝費などが含まれる一般管理費の算入率を上げるなど低入札価格調査基準の更なる引上げと、上限撤廃をお願い致します。

## 4 担い手の確保・育成対策、働き方改革の推進について

### (1) 担い手の確保・育成対策について (参考資料 3～6 ページ)

担い手確保・育成を図るには、建設業の魅力を知ってもらうことや早く責任を持った立場で働

ける環境を整えることなどが重要であります。このようなことから、担い手確保を図るために、建設系学科の高校生に対する出前講座やその保護者との意見交換会を開催するとともに、これまでの小学生・高校生向けに加え今年度新たに中学生向けのリーフレットの作成・配布を行うこととしております。また、昨年度に引き続き女性技術者と県内の女子大学生との意見交換会の開催などにも取り組んできており、県内企業を知るために県立大学が開催する企業研究会へも参加することとしております。また、担い手育成を図るために、県の支援を得て、土木施工管理技士や建築施工管理技士の資格を得るための資格取得支援講座を開催してきており、この講座を受講した受験者の合格率は、全受験者の合格率と比べ高く、非常に効果的な事業と考えております。

つきましては、若年者を対象とした戦略的な広報活動の一層の強化、若年者の育成・定着を図るために取り組む資格取得や労働環境改善などに対する支援の継続と拡充をお願い致します。

## (2) 働き方改革の推進について

働き方改革を進める上で、長時間労働の是正や週休2日制の推進が重要であります。週休2日制モデル工事試行にあたり、準備や後片付け期間を十分確保した工期設定がされるとともに、労務費や間接工事費などの補正については、4週6休以上が対象とされ、今年度は4週8休における現場管理費などがさらに補正増とされたことから、週休2日制により一層取り組み易い環境となってきました。

しかしながら、適切に工期設定されても設計条件と現場との相違などは、工期に大きく影響するとともに時間外勤務や休日出勤が増加する要因の一つとなっております。

つきましては、適切な設計や設計精度の向上、受注者から求められた3者連携会議の義務化、ワンデーレスポンスの徹底、提出書類の更なる簡素化など、また、労働日数減少による「日給月給」の労働者の収入減対策などのために、労務費の更なる増額補正をお願い致します。

また、今年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や生産性向上を目的としてモバイル端末等を活用した建設現場の遠隔臨場が試行されるとともに、システム環境の整備や機器の購入に対する補助制度を創設されました。この遠隔臨場は手待ち時間の削減や日程調整の円滑化など導入効果は大きいものと考えられることから、遠隔臨場試行工事の拡大と補助制度の継続をお願い致します。

## 5 安定的・持続可能な除雪体制の確保について

冬期の円滑な道路交通を確保する上で道路除雪が極めて重要であります。近年、地球温暖化の影響等により暖冬が続いており、特に昨冬は稀にみる小雪で県管理道路における除雪車の出動回数は極めて少なくなりました。

除雪企業は、除雪オペレーターの確保はもとより除雪機械や備品の購入、機械などの維持管理、シーズンを通したリースによる除雪機械の確保など万全の除雪体制を取っており、これらにかかる費用は、除雪出動の有無に関わらず負担しなければならないことから、今冬より機械保有にかかる経費の増額が図られたことに感謝申し上げます。

しかしながら、除雪機械の老朽化対応や小雪時におけるオペレーターの費用負担などは経営に大きく影響し建設企業を取り巻く環境は極めて厳しく、除雪体制を安定的に維持していくことが困難な状況になりつつあります。

つきましては、除雪体制の維持に必要な経費に対するさらなる支援をお願いいたします。

## 6 生産性向上対策について

建設現場の生産性向上を図るには、ICT技術やASP（情報共有システム）の活用などを推進することが重要であります。ICT技術の活用については、試行工事において、昨年度からは施工プロセスの一部における活用も積算に反映されることになったほか、今年度からは対象工事に河川の1,000 m<sup>3</sup>以上の河床掘削工が追加されるなど試行工事に取り組み易い環境となってきました。

また、ASPの活用については、その効果や操作方法に関する講習会の開催などにより徐々に増えつつあります。つきましては、ICT技術の現場導入や技術者育成に対する支援、ICT試行工事における適切な設計・積算・工期設定、ASPの普及に向けた講習会の開催や積極的な活用などより一層の取組みをお願い致します。